

三位一体の改革による住民税率のフラット化 に関する意見書

現在、国の地方に対する国庫補助負担金の削減と税源移譲、地方交付税の改革を同時に行う「三位一体の改革」が進められています。その内容は、平成18年度までに4兆円の国庫補助負担金を削減し、3兆円の税源を地方に移譲することで、国の地方に対する関与を縮減し、地方の自主性・主体性を高めるものであり、成し遂げなければならない地方分権改革と言われています。

この国から地方への税源移譲の手法として、現行、都道府県民税、区市町村民税あわせて、5%、10%、13%の3段階の累進課税となっている住民税所得割を、一律10%の税率にフラット化することが検討されています。

確かに、全国ベースでは、住民税所得割を一律10%の税率にフラット化することで、地方の住民税額は全体で3兆円の増収と見込まれますが、個々の自治体で見ると、納税者の所得状況が異なるため、必ずしも増収とはなりません。

千代田区においては、仮に、都民税4%、区民税6%で住民税率のフラット化が実施された場合は、税源移譲どころか、住民税収入の約20%、金額にして約20億円もの減収となることが予想される状況となっています。これは、国庫補助負担金の削減とあいまって、二重の減収となるものです。さらに、特別区は地方交付税制度が直接適用されておらず、国からの財源保障は何らなされません。これでは、区民の日常生活を支える基礎的自治体である本区の税財政基盤を根幹から揺るがす事態となることも懸念されます。

よって、千代田区議会は、「三位一体の改革」の推進にあたっては、地方への負担転嫁をすることのないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成17年12月 9日

千代田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
経済産業大臣
金融経済財政政策担当大臣

